

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課(06-6615-6678)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	屋外広告物（簡易広告物以外）の設置の許可並びに変更及び継続の許可
概要	大阪市屋外広告物条例においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため条例により屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については制限を設けています。当該行為を行う際には、市長の許可を行う必要があります。
根拠法令等 及び条項	屋外広告物法第4条 大阪市屋外広告物条例第2条（昭和31年10月1日 条例第39号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 屋外広告物条例施行規則(昭和31年11月1日 規則第82号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	別紙「屋外広告物許可の基準」のとおり
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	建設局総務部管理課又は建設局道路・下水道資料閲覧コーナー
提出時期	随時
提出方法	屋外広告物許可申請書、添付書類及び手数料を窓口（新規・変更については、建設局総務部管理課、継続については、建設局総務部管理課又は建設局道路・下水道資料閲覧コーナー）へ提出してください。
手数料	5㎡ごとに950円
相談窓口	建設局総務部管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html
備考	

屋外広告物許可の基準

1 屋外広告物の定義

屋外で常時又は一定の期間継続して公衆に対して表示されるものを「屋外広告物」と定義しています。屋外広告物は簡易広告物と簡易広告物以外のものに分けられます。

簡易広告物とは次のものをいいます。

アドバルーン、広告幕、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等

簡易広告物以外のものとは次のものをいいます。

屋上塔、屋上板、地上塔、地上板、壁面板、突出看板、電柱及びこれに類するものを利用する広告物及び車体を利用する広告物

2 屋外広告物の設置等の許可

1で定義する広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。また、許可を受けた事項を変更しようとするとき並びに許可期限の満了後も継続して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとするときも市長の許可を受ける必要があります。

(1) 禁止地域及び禁止物件

次に掲げる地域、場所及び物件には広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

① 禁止地域

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は緑地保全地区で市長が指定する地域又は場所（別添①参照）

イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第2項の規定により指定された国宝建造物の周囲で市長の指定する区域並びに同法第109条第1項又は同法第110条第1項の規定により指定又は仮指定された地域で市長の指定する区域

ウ 森林法（昭和26年法律第249条）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林の地域で市長が指定する区域

エ 高速自動車国道法（昭和32年法律79条）第4条に規定する高速自動車国道、道路運送法（昭和26年法律第183条）第2条第8項に規定する自動車道、東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線線路及び西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線線路の全区域並びにこれらの区域から展望することができる地域で市長の指定する区域（別添②参照）

オ 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）（前号に規定する道路を除く。）並びに鉄道（東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線及び西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線を除く。）及び軌道の線路区域のうち市長が指定する区域

カ 道路(オに規定する道路を除く。)、鉄道及び軌道の線路区域から展望することができる地域のうち、市長が指定する区域

キ 古墳及び墓地

② 禁止物件

- ア 橋、トンネル、高架構造物、地下道の上屋及び道路の分離帯
- イ 街路樹及び路傍樹
- ウ 街灯柱（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者が設置するものに限る。）、信号機、道路標識及び歩道柵並びに車止め及び里程標その他これらに類するもの
- エ 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、送電塔及び道路上に設置されている変圧器
- オ 銅像、神仏像及び記念碑の類その他これらに類するもの
- カ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木のうち、市長が指定するもの

(2) 禁止広告物

次に掲げる場合は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- ① 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観若しくは風致を害するおそれがある広告物。
- ② 公衆に対し、危害を及ぼすおそれのある広告物。

(3) 許可の基準

ア 重点届出区域(国道2号地区を除く。)に係る基準

1 広告塔及び広告板

(1) 広告塔

ア 地上に設置するもの

- (ア) 地上から広告塔の上端までの高さは、10メートル以下とすること
- (イ) 1面ごとの表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること
- (ウ) 表示面積の合計は、10平方メートル以下(広告塔が設置される敷地の面積が1,000平方メートルを超える場合にあっては、その面積の100分の1以下)とすること
- (エ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (オ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る歩道面から広告物の下端までの高さについては、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする
 - A 御堂筋地区 3メートル以上(道路への突出幅が0.8メートル以内の場合にあっては、2.5メートル以上)
 - B Aに掲げる地区以外の地区 3メートル以上(歩道幅員が4メートル未満の道路への突出幅が0.6メートル以内の場合又は歩道幅員が4メートル以上の道路への突出幅が0.9メートル以内の場合にあって、2.5メートル以上)
- (カ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る道路への突出幅については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする
 - A 御堂筋地区 1メートル以内
 - B Aに掲げる地区以外の地区 歩道幅員が4メートル未満の場合は0.8メートル以内、歩道幅員が4メートル以上の場合は1.2メートル以内
- (キ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること
- (ク) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

- (ア) 広告塔の高さは、4メートル以下(当該広告塔を設置する箇所の建築物の高さが20メートル未満である場合にあっては、当該建築物の高さの5分の1以下)とすること。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること
- (ウ) 広告塔を設置する建築物は木造でないこと
- (エ) 表示内容は、人の氏名、法人の名称、商標又は建築物の名称に限ること
- (オ) 文字(ロゴタイプ(人の氏名、法人の名称又は建築物の名称が独特の字体又はデザインで表されたものをいう。以下同じ。)を除く。)の大きさは、1文字につき縦横それぞれ2メートル以下とし、ロゴマーク(ロゴタイプ、商標又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。)の大きさは、縦横それぞれ3メートル以下とすること
- (カ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 広告板

ア 地上に設置するもの

- (ア) 地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること
- (イ) 1面ごとの表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること
- (ウ) 表示面積の合計は、10平方メートル以下(広告板が設置される敷地の面積が1,000平方メートルを超える場合にあっては、その面積の100分の1以下)とすること
- (エ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (オ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る歩道面から広告物の下端までの高さについては、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする
 - A 御堂筋地区 3メートル以上(道路への突出幅が0.8メートル以内の場合にあっては、2.5メートル以上)
 - B Aに掲げる地区以外の地区 3メートル以上(歩道幅員が4メートル未満の道路への突出幅が0.6メートル以内の場合又は歩道幅員が4メートル以上の道路への突出幅が0.9メートル以内の場合にあっては、2.5メートル以上)
- (カ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る道路への突出幅については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする
 - A 御堂筋地区 1メートル以内
 - B Aに掲げる地区以外の地区 歩道幅員が4メートル未満の場合は0.8メートル以内、歩道幅員が4メートル以上の場合は1.2メートル以内
- (キ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること
- (ク) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

- (ア) 広告板の高さは、4メートル以下(当該広告板を設置する箇所の建築物の高さが20メートル未満である場合にあっては、当該建築物の高さの5分の1以下)とすること。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること
- (ウ) 広告板を設置する建築物は木造でないこと

(エ) 表示内容は、人の氏名、法人の名称、商標又は建築物の名称に限ること

(オ) 文字(ロゴタイプを除く。)の大きさは、1文字につき縦横それぞれ2メートル以下とし、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3メートル以下とすること

(カ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 建築物又は工作物の壁面を利用するもの

(1) 壁面の端から突き出さないように取り付けること

(2) 窓又は開口している部分をふさがないように取り付けること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(3) 表示面積の合計については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

ア 御堂筋地区(大阪駅前～土佐堀通)、四つ橋筋地区及びなにわ筋地区 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面の面積の10分の1以下とすること。ただし、中之島地区に面する建築物又は工作物の中之島地区に面する取付壁面に係る表示面積については、50平方メートル以下とし、かつ、当該取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分及び10メートルを超える部分について、それぞれこれらの部分の面積の10分の1以下とすること

イ 御堂筋地区(長堀通以南)及び堺筋地区(長堀通以南) 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分にあっては当該部分の面積の3分の1以下、10メートルを超える部分にあっては当該部分の面積の10分の1以下とすること

ウ 堺筋地区(土佐堀通～長堀通) 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面の面積の10分の1以下とすること

エ 土佐堀通地区 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面の面積の10分の1以下とすること。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地に存する建築物又は工作物の北側の取付壁面に係る表示面積については、50平方メートル以下とし、かつ、当該取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分及び10メートルを超える部分について、それぞれこれらの部分の面積の10分の1以下とすること

オ 中之島地区 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分及び10メートルを超える部分について、それぞれこれらの部分の面積の10分の1以下とすること

(4) 前号に定める基準にかかわらず、取付壁面の幅が80メートルを超える建築物又は工作物の当該取付壁面に係る表示面積の合計については、当該取付壁面のいずれかの端から80メートル以内の部分及び当該端から80メートルを超える部分のそれぞれについて、前号に定める基準に適合すること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(5) 取付壁面からの出幅は、30センチメートル以内とすること

(6) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 建築物又は工作物の壁面から突出するもの

(1) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するもの

ア 歩道面から広告物の下端までの高さについては、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

(ア) 御堂筋地区 3メートル以上(道路への突出幅が0.8メートル以内の場合にあっては、2.5メートル以上)

(イ) (ア)に掲げる地区以外の地区 3メートル以上(歩道幅員が4メートル未満の道路への突出幅が0.6

メートル以内の場合又は歩道幅員が4メートル以上の道路への突出幅が0.9メートル以内の場合にあつては、2.5メートル以上)

イ 道路への突出幅については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

(ア) 御堂筋地区 1メートル以内

(イ) (ア)に掲げる地区以外の地区 歩道幅員が4メートル未満の場合は0.8メートル以内、歩道幅員が4メートル以上の場合は1.2メートル以内

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、1メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

4 電柱を利用するもの

(1) 電柱面に巻き付けるもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上とすること

イ 広告物の大きさは、縦1.5メートル以下とすること

ウ 広告物(国又は地方公共団体が表示する防災又は防犯に関するものを除く。)は、電柱1本につき1個に限ること

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 電柱から突出するもの

ア 広告物の大きさは縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下とし、電柱と取付部分との間隔は、0.15メートル以下とすること

イ 取り付ける位置は、歩道と車道の区別のある道路の電柱に取り付ける場合は歩道側とし、歩道と車道の区別のない道路の電柱に取り付ける場合は、道路の中央側とすること

ウ 広告物は、電柱1本につき1個に限ること

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

イ 重点届出区域以外の区域及び国道2号地区に係る基準

1 広告塔及び広告板

(1) 広告塔

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告塔の上端までの高さは、20メートル以下とすること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域においては、10メートル以下とすること

(イ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

(ウ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、歩道幅員が4メートル未満の場合は1メートル以内、4メートル以上の場合は1.5メートル以内とすること

(エ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

(オ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告塔の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告塔を設置する建築物は木造でないこと

(2) 広告板

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること

(イ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

(ウ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、歩道幅員が4メートル未満の場合は1メートル以内、4メートル以上の場合は1.5メートル以内とすること

(エ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

(オ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告板の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告板を設置する建築物は木造でないこと

2 建築物又は工作物の壁面を利用するもの

(1) 壁面の端から突き出さないように取り付けること

(2) 窓又は開口している部分をふさがないように取り付けること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(3) 表示面積は、取付壁面の面積の3分の1以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 建築物又は工作物の壁面から突出するもの

(1) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するもの

ア 歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、歩道幅員が4メートル未満の場合は1メートル以内、4メートル以上の場合は1.5メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

(2) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、1メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

4 電柱を利用するもの

(1) 電柱面に巻き付けるもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上とすること

イ 広告物の大きさは、縦1.5メートル以下とすること

ウ 広告物(国又は地方公共団体が表示する防災又は防犯に関するものを除く。)は、電柱1本につき1個に限ること

(2) 電柱から突出するもの

ア 広告物の大きさは縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下とし、電柱と取付部分との間隔は、0.15メートル以下とすること

イ 取り付ける位置は、歩道と車道の区別のある道路の電柱に取り付ける場合は歩道側とし、歩道と車道の区別のない道路の電柱に取り付ける場合は、道路の中央側とすること

ウ 広告物は、電柱1本につき1個に限ること

(4) 申請書の要件

① 申請書

屋外広告物の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

ア 屋外広告物(以下「広告物」という。)又は、広告物を掲出する物件の設置者及び管理者(条例第14条の2第1項の管理者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに管理者が有する資格(但し、管理者が屋外広告物施行規則第9条の4第1号アからカまでに掲げる資格を要する場合に限る。)

イ 種類及び数量

ウ 表示又は設置の期間

エ 表示又は設置の場所又は地域(移動するものにあつては、その範囲)

オ 形状、寸法、意匠、色彩その他表示の方法に関する仕様書並びに図面。照明又は音響を伴うときは、その概要

カ 構造、材料及び設置の方法に関する仕様書並びに図面

キ 附近見取図

ク 表示又は設置の場所又は地域が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書

ケ 工事施行者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

コ 工事施行者が屋外広告業(条例第1条に規定する広告業をいう。以下同じ。)を営む者であるときは、条例第15条の4第1項第2号の登録番号又は条例第18条の4第3項の届出の届出番号

サ 工事のしゅん工予定日

② 手数料

屋外広告物の設置の許可を受けようとする者は、申請の際手数料を納付しなければなりません。

既納の手数は還付しません。

(5) 管理者の設置

屋外広告物の設置の許可申請の際には、次の各号のいずれかに該当する管理者の設置が必要です。

① 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認(工作物確認)が必要な広告

物（高さ4メートルを超える工作物）

次のいずれかの資格を有する者

- ・屋外広告士
- ・建築士
- ・電気工事士
- ・ネオン工事に係る特種電気工事資格者
- ・電気主任技術者

② 前号以外のもの

- ・前号に掲げる者
- ・本市の区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有する設置者
- ・本市の区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有し、当該広告物又は広告物を掲出する物件を管理することが可能な者

(6) 適用除外の基準

次に掲げる広告物は広告物の設置の許可並びに禁止地域及び場所並びに物件の規定の適用を受けません。

- ① 法令の規定により表示又は設置するもの
- ② 道先案内図その他公益上やむを得ない広告物又は当該広告物を掲出する物件で、国、地方公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
- ③ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は当該広告物を掲出する物件で表示面積が7平方メートルを超えないもの。
- ④ 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件で表示面積が7平方メートルを超えないもの。ただし、工事のためその期間中表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件については、7平方メートルを超えるものであっても適応除外とする。
- ⑤ 葬儀又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置するもの
- ⑥ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件で周囲の景観に調和し、かつ営利を目的としないもの
- ⑦ 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件のうち、当該施設又は物件の寄贈者名等を表示するもので次に掲げる要件を満たすもの
 - ・公益上必要な施設又は物件（以下施設等という。）の寄贈者名等の表示面積が表示方向から見た場合における施設等の外郭の線の内側を一平面とみなしたものの面積の20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートルを超えないものであること
 - ・寄贈者名等の表示が、1の施設等につき1箇所であること
- ⑧ その他市長が定めるもの

(7) その他別に定める基準等

次に掲げる地域については、別に定める指導基準等があります。

- ・広告物景観形成地区（指定地区・基準については別添③～④参照）
- ・屋外広告物ガイドプラン（対象地区・基準については別添⑤～⑥参照）

(8) 他の法令等による手続き

次に掲げる広告物については、他の法令による手続きが必要です

- ① 道路上空へ突出看板を設置する場合は、「道路占用許可」が必要です。(建設局 総務部 管理課)
- ② 道路上空へ突出看板を設置する際、道路上で工事又は作業等を行う場合は、「道路使用許可」が必要です。
(所轄警察署)
- ③ 高さが4メートルを超える工作物(広告物)を設置する場合は、「工作物確認」を受ける必要があります。
(都市計画局 建築指導部 建築確認課)
- ④ 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合は届出が必要です。(所轄消防署)
- ⑤ 大阪市総合設計制度を適用する建築物に広告物を設置する場合は、事前に協議が必要です。(都市計画局 建築指導部 建築企画課)
- ⑥ 景観計画重点届出区域、御堂筋デザインガイドライン、地区計画等が適用される場所に広告物を設置する場合は、事前に協議が必要です。(都市計画局 計画部 都市計画課)
- ⑦ 臨港地区内のまちづくり要綱が適用される場所に広告物を設置する場合は、事前に協議が必要です。(港湾局 営業推進室 開発調整課)